

令和 6 年 11 月申請分（市受付分）から選択制種目の福祉用具販売には専門職の意見書もしくは、特定（介護予防）福祉用具販売計画書の提出をお願いします。

令和 6 年度報酬改定により、一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制が導入されました。本市では令和 6 年 4 月より選択制に係る申請の添付書類として、専門職の意見書の提出を求めておりましたが、令和 6 年 11 月より専門職の意見書もしくは利用者の選択に当たって必要な情報を提供したことが記載されている、特定（介護予防）福祉用具販売計画書の写しの提出をお願いいたします。

国からの通知・他市の状況を鑑みて運用の変更を決定いたしました。ご理解ご協力をお願いいたします。

【選択制種目の福祉用具】

・固定用スロープ・歩行器（歩行車除く）・単点杖（松葉杖除く）・多点杖

【必要な添付書類】

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- (2) 領収書原本
- (3) 領収書の写し
- (4) 当該福祉用具のカタログ等の写し（品番・価格・製造メーカーのわかるもの）
- (5) 受領委任払いの同意書（受領委任払い希望の方のみ）
- (6) 専門職の意見書もしくは利用者の選択に当たって必要な情報を提供したことが記載されている、特定（介護予防）福祉用具販売計画書の写し（選択制福祉用具のみ）

※排泄予測支援機器購入に関しては、引き続き医学的所見の提出をお願いいたします。

※郵送でのお手続きの場合は領収書をお返しするための返信用封筒の添付をお願いいたします。

以上、運用の変更を致しますのでご理解・ご協力を願います。

お問い合わせ
長岡京市高齢介護課介護保険係
TEL：075-955-2059

必要な情報について、裏面介護保険最新情報 VOL1225（一部抜粋）をご確認ください。

○貸与と販売の提案に係る利用者の選択に資する情報提供について

問 101 福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が提供する利用者の選択に当たって必要な情報とはどういったものが考えられるか。

A.利用者の選択に当たって必要な情報としては、

- ・利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見
- ・サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し
- ・貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い
- ・長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること
- ・短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること
- ・国が示している福祉用具の平均的な利用月数等（以下利用月数）が考えられる。

※ 選択制の対象福祉用具の平均的な利用月数（出典介護保険総合データベース）

- ・固定用スロープ：13.2 ヶ月
- ・歩行器：11.0 ヶ月
- ・単点杖：14.6 ヶ月
- ・多点杖：14.3 ヶ月

○担当する介護支援専門員がいない利用者について

問 102 担当する介護支援専門員がいない利用者から福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所に選択制の対象福祉用具の利用について相談があった場合、どのような対応が考えられるのか。

A.相談を受けた福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所は、当該福祉用具は貸与と販売を選択できることを利用者に説明した上で、利用者の選択に必要な情報を収集するために、地域包括支援センター等と連携を図り対応することなどが考えられる。

※介護支援専門員がいない利用者から選択制の相談があった場合は、担当の地域包括支援センターに報告してください。→今まで関わりを持ちたかったが「きっかけ」がなかった人への繋がるきっかけになります。ご協力お願い致します。

○貸与と販売の選択に係る情報提供の記録方法について

問 103 福祉用具専門相談員は、利用者に貸与と販売の選択に資する適切な情報を提供したという事実を何に記録すればよいのか。

A. 福祉用具貸与・販売計画又はモニタリングシート等に記録することが考えられる。

※モニタリングシートの記載欄に貸与・販売の選択制対象の福祉用具に関する説明、及び選択に必要な情報の提供と提案をした（受けた）の記載もしくは確認欄を設けることを想定しています。